

事務事業調整報告書

協議項目	16 公共的団体等の取扱い	総務部会
協議細目	公共的団体等の取扱い	
<p>1. 課題、問題点等</p> <p>合併特例法第16条第7項では、合併に際し地域内の公共的団体等は、合併市町村の建設に資するため必要な措置を講じるよう定められています。</p> <p>さらに、同条第8項では、いつまでも合併関係市町村単位で各種の公共的団体等が存続することは合併市町村の一体性の確立の面からも好ましくないという観点から、市町村合併に際して、その区域内の公共的団体等は、その統合整備を図るよう努めなければならないとしています。</p> <p>2町においては、共通の団体及び同様の目的をもった団体がほとんどであり、それらについては、上記に掲げる新町の一体性の確保の面から、統合・再編に向け調整に努めることが適当と思われま。</p> <p>また、政策的若しくは地域の特殊性による独自の団体については、設立経緯、活動内容等を配慮し、新町において均衡を保てるよう整備することが適当と思われま。</p> <p>なお、団体の事情等により統合・再編が困難な場合は、新町において、計画的に統合に向け調整を進めることが必要と思われま。</p> <p>国県等の指導に基づき設置された団体については、関係機関の助言・指導をもとにそのあり方について協議していくこととなります。</p> <p>例えば、商工会の場合、商工会は1つの町村の区域とするのが原則（商工会法第7条）ですが、市町村合併が行われた場合、速やかに統合することが望ましいとしながらも、その地域の商工業の実情等を考慮するならば、ただちに統合しなければならないということにはならない（同条第8条）ため、合併後の速やかな統合に向けて協議を続ける必要があります。</p> <p>また、社会福祉協議会については、その区域内において社会福祉事業又は更正保護事業を営業者の過半数が参加するものでなければならない（社会福祉法第109条）とされているため、速やかな合併に向け協議を続けていく必要があります。なお、昭和60年4月以降の市町村合併の事例の全てにおいて社会福祉協議会の統合が行われています。</p> <p>別表に記載の公共的団体及びその他公共的団体等にかかる個々の調整方針については、該当する事務事業の協定項目において調整します。</p> <p>2. 調整方針</p> <p>公共的団体等については、新町の速やかな一体性を確保するため、それぞれの団体の事情を尊重しながら、次のとおり統合に向けた調整に努めるものとする。</p> <p>(1) 2町に共通する団体又は共通の目的をもった団体については、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。</p> <p>なお、統合に時間を要する団体については、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整に努める。</p> <p>(2) 独自の目的をもった団体については、原則として現行のとおりとする。</p>		

事務事業調整報告書

協議項目	16 公共的団体等の取扱い	総務部会
協議細目	公共的団体等の取扱い	
3. 事務事業現況比較表（公共的団体等）		
区 分	浜 坂 町	温 泉 町
総務部門	連合自治会 など	区長協議会 など
福祉厚生 部 門	社会福祉協議会 消防団 老人クラブ連合会 民生児童委員協議会 くらしの会 いずみ会 など	社会福祉協議会 消防団 ボランティア連絡会 民生児童委員協議会 消費者の会 婦人共励会 いずみ会 など
産業建設 水道部門	商工会 観光協会 農会長会 など	商工会 観光協会 農会長協議会 など
教育部門	文化協会 体育協会 婦人会 など	文化協会 体育協会 老人クラブ連合会 婦人会 青年会 など

公共的団体等の取扱いに関する法令

【市町村の合併の特例に関する法律（抜粋）】

（国、都道府県等の協力等）

第16条

- 7 公共的団体は、合併市町村の建設に資するため必要な措置を講ずるように努めなければならない。
- 8 合併関係市町村の区域内の公共的団体等は、市町村の合併に際しては、合併市町村の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るように努めなければならない。

【地方自治法（抜粋）】

（公共的団体等の監督）

第157条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るため、これを指揮監督することができる。

- 2 前項の場合において必要があるときは、普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等をして事務の報告をさせ、書類及び帳簿を提出させ及び実施について事務を視察することができる。

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2

- 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、その管理を普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるもの又は公共団体若しくは公共的団体に委託することができる。

* 「公共的団体等」とは、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、生活協同組合、商工会議所等の産業経済団体、社会福祉協議会、養老院、育児院、赤十字社等の社会事業団体、青年団、婦人会、教育会、体育会等の文化事業団体等の公共的な活動を行う組織を指し、法人格の有無を問わない。（行政実例）

* 「当該普通地方公共団体の区域内」とは、公共的団体等の事務所が当該地方公共団体の区域内にあるときはもちろん、たとえ公共的団体等の主たる事務所はほかの地方公共団体の区域内にあっても、その支部なり、出張所が当該団体内に設けられているもの、さらには、支部又は出張所も設けられていないが、その公共的団体の活動が明らかに当該普通地方公共団体の区域内において行われているというようなものも含まれると解するのが妥当である。（学説「逐条地方自治法」）

* 区域内の公共的団体等の「総合調整」は、自治体の施策への自発的協力と施策実現に向けての自治体と団体ならびに団体相互間の連携の確保のために行われるべきものである。したがって、あくまで施策内容の合理性に訴えるべきものであることから「指揮監督」になじむものではなく、連絡調整にとどまるものと解されるべきものである。「総合調整事項」も指揮監督権の行使も議会の議決を要するが、そのことは指揮監督の強行性・監督処分適法の適法性を根拠づけるものではない。なお、普通地方公共団体の長の指揮監督権の行使は、団体の内部事項にまで及ぶものではない。（行政実例）

【商工会法（抜粋）】

（地区）

第7条 商工会の地区は、一の町村の区域とする。ただし、商工業の状況により必要があるときは、一の市又は隣接する2以上の市町村の区域とすることができる。

- 2 商工会の地区は、他の商工会の地区又は商工会議所の地区と重複するものであってはならない。

(市町村の廃置分合に伴う地区の特例)

第8条 商工会の設立後にその地区たる市町村について廃置分合があった場合において、その商工会(その商工会が廃置分合後の市町村の区域の一部をその地区の全部又は一部とし、その地区が隣接する他の商工会と合併した場合(以下この条において「隣接商工会との合併の場合」という。))にあっては、当該合併後存続する商工会又は当該合併によって設立した商工会。以下この条において同じ。)の地区を廃置分合後の市町村の区域とするための定款の変更をし、又はその商工会が解散するまでの間は、前条第1項の規定にかかわらず、その商工会の地区は、廃置分合前の市町村の区域(隣接商工会との合併の場合にあっては、当該合併前の各商工会の地区のすべてを合わせた区域)とする。

【社会福祉法(抜粋)】

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の2以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を經營する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を經營する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を經營する者の過半数が参加するものとする。

【消防組織法(抜粋)】

第3章 自治体の機関

第15条 消防団の設置、名称及び区域は、条例で定める。

2 消防団の組織は、市町村の規則で定める。